

◎銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改

正する法律

(平成二〇年二月五日法律第八六号)

一、提案理由

(平成二〇年一月二日・衆議院内閣委員
会)

○佐藤国務大臣　ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大についてであります。これは、刃渡り五・五センチメートル以上十五センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とするものであ

ります。

第二は、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化についてであります。

その一は、破産手続開始の決定を受けたこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加するものであります。

その二は、人の生命または身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を五年から十年に延長するものであります。

その三は、銃砲刀剣類の所持許可またはその更新を受けようとする者で七十五歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならないこととするものであります。

その四は、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととするものであります。

その五は、十四歳以上十八歳未満の者で所持許可を受けて空気銃を所持することができものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定すると

ともに、十四歳以上十八歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入するものであります。

第三は、実包等の所持に関する規制の強化についてであります。

その一は、猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、または廃棄したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこととするものであります。

その二は、銃砲を保管する者は、同一の建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならないこととするものであります。

第四は、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化についてであります。

その一は、都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が当該所持許可を受けた後も引き続き所持許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に対し必要な報告を求め、もしくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、または関係者に照会し必要な事項の報告を求めることができることとするものであります。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

ります。

その二は、都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を保管することができることとするものであります。

その三は、何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとするものであります。

第五は、猟銃安全指導委員制度の新設についてであります。

これは、都道府県公安委員会は猟銃の所持許可を受けた者であつて人格識見にすぐれたもののうちから猟銃安全指導委員を委嘱することができることとし、猟銃安全指導委員は猟銃の所持及び使用による危害を防止するための猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力等の職務を行うこととするものであります。

なお、この法律の施行日は、所持の禁止の対象となる剣の範

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

囲の拡大に係る規定については公布の日から起算して一月を経過した日、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化に係る規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二〇年十一月二日)

○渡辺具能君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、刃渡り五・五センチメートル以上十五センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とするものであります。

第二に、銃砲刀剣類の所持許可の要件を厳格化するものであ

ります。

第三に、実包等の所持に関する規制を強化するものであります。

第四に、銃砲刀剣類の所持者に対する監督を強化するもの等であります。

本案は、去る十一月十一日本委員会に付託され、翌十二日佐藤国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、十四日質疑を行いました。

十九日には、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の提案により修正案が提出されました。

その主な内容は、猟銃または空気銃の所持許可に係る申請書に医師の診断書の添付を義務づけること、猟銃の所持者に対する検査等の対象に実包の所持状況に係る帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に刀剣類を加えること、銃砲刀剣類の確実な引き渡し確保を図ること等であります。

本修正案の趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年十一月一九日)

○加藤(勝)委員 たいいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、政府案を一層充実させるとの観点から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党による真摯な協議を経て、各派共同提案として提出することとした次第であります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

第一に、内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付の義務づけであります。

猟銃または空気銃の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定めるものを添付しなければならないものとしております。

第二に、猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿の検査等であります。

都道府県公安委員会が警察職員に行わせることができる猟銃の所持者に対する検査等の対象に、猟銃に適合する実包の所持

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

状況について記載した帳簿を加えることとしております。

第三に、調査を行う間における保管制度の拡充であります。

都道府県公安委員会が調査を行う間における保管制度の適用対象に、刀剣類を加えることとしております。

第四に、銃砲刀剣類の確実な引き渡し確保であります。

銃砲または刀剣類の譲り渡しまたは貸し付けに当たり行う所持禁止に係る除外事由に該当することの確認または所持許可に係る許可証の提示は、銃砲または刀剣類を所持することができ、それ以外の者に銃砲または刀剣類が譲り渡され、または貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により行わなければならないものとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二〇年十一月二八日)

○愛知治郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持を禁止される剣の範囲の拡大、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包所持等の規制の強化、銃

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

一〇

銃砲刀剣類の所持者への監督強化等を主な内容としております。

なお、衆議院におきまして、猟銃等の所持許可の申請書に内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付の義務付け、猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿の検査の実施、調査を行う間の保管制度の拡充、銃砲刀剣類の確実な引渡しの確認について修正が行われております。

委員会におきましては、ナイフの規制の在り方と法改正の趣旨、欠格事由該当性の判断を行う医師についての考え方、銃砲刀剣類の所持基準の適確な運用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年一月二七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、ダガーナイフ等特定刀剣類の所持禁止の規定について、その適用が除外されている期間内に確実に廃棄等が行われるよ

う、法改正の内容の周知徹底を積極的に図ること。

二、猟銃又は空気銃の所持の許可に係る申請書に添付する診断書については、地域の実情に配慮しつつ、欠格事由の該当性を判断することができる医師が作成するものとする。また、地方公共団体、医療関係者等と緊密な連携を取り、専門医の受診を容易とするための環境整備に努めること。

三、都道府県公安委員会への申出制度の運用に当たっては、申出を行った事実が対象とされた者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないよう、申出を行った者の保護に万全を期すること。

四、本法に係る内閣府令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重すること。

右決議する。